

「副食費の実費徴収に係る補足給付事業」交付申請のてびき

幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う子どものうち、対象要件に該当する児童については、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）相当額が月額4,700円まで補助されます。

対象となる場合は以下の内容をご確認のうえ、申請をしてください。

なお、本補助金は、ご申請いただいた後に、提出書類等をもとに補助の可否を決定いたします。

審査の結果、対象要件に当てはまらなければ、補助対象外となることもありますのでご了承ください。

1 補助の対象となる児童

以下の（1）～（3）のすべてに該当する児童です。

「**補助対象者早見表**」もあわせてご活用ください。

補助対象者
早見表はこちら



- （1） 戸田市に居住していること。
- （2） 令和5年4月から9月までの間、私学助成幼稚園に在園していること。
(年度の途中で入退園した場合を含む。)
- （3） 以下のいずれかに該当していること。

令和4年度（下半期の申請においては令和5年度）の、世帯の市区町村民税の所得割額（1）の合計が77,101円未満である場合（2）（市区町村民税非課税世帯である場合を含む（3））
世帯の所得に関わらず、対象児童が、小学3年生までの兄姉を第1子とした場合の第3子以降である場合（4）

生活保護世帯、里親等非課税に準ずる世帯の子どもである場合

- 1 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市区町村民税の所得割額になります。
- 2 基本的には対象児童の父母の市区町村民税所得割額を合算した額により判定します。（単身赴任等で対象児童と住民票が別になっている保護者、離婚成立後も同居している元配偶者及び内縁の夫（妻）を含みます。）
- 3 「市区町村民税非課税世帯」とは、対象児童の父母の市区町村民税がいずれも非課税である場合をいいます。
ただし、父母それぞれの合計所得金額が48万円以下であり、かつ父母以外の扶養義務者（祖父母等）と同居している場合は、その課税額によって補助対象の可否を決定します。
この父母以外の扶養義務者を「家計の主宰者」といい、以下の方法で認定します。
同居の祖父母等のうち、年間所得が父母以上でその世帯の最多所得又は最多課税者
上記に因り難い場合は、「対象児童を地方税法上の扶養親族としているか」「対象児童を健康保険等において扶養親族としているか」といった状況を総合的に勘案して「家計の主宰者」の認定を行います。
- 4 小学3年生までの兄姉が以下の施設に通所または利用している場合に限ります。
 - ・小学校、幼稚園、認定こども園、認可保育所、特例保育による家庭的保育事業等
 - ・企業主導型保育所
 - ・特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部
 - ・障がい児通所支援、医療型児童発達支援

補助対象の可否は対象児童の父母等の市民税の所得割額を合算して決定しますので、
市区町村民税の課税（非課税）の決定通知を受けていない場合（未申告）、判定ができません。

（対象要件が「第3子以降」「生活保護世帯、里親等」の場合を除く。）

収入がないために申告していない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。

該当する方は、お早めに申告の手続きを行ってください。

2 交付申請から給付までの流れ

施設に対して副食費を支払う

各園の集金方法に従い、施設に対して副食費を支払います。

交付申請をする

提出書類をそろえ、利用施設もしくは市役所へご提出ください。

(提出書類は対象の要件によって異なります。詳しくは **4**をご確認ください。)

交付（不交付）決定通知書が届く

市が書類を確認・審査した後、保護者宛に交付（不交付）決定通知書を送付します。

補助対象となった場合、交付決定通知書にて通知した金額を保護者の指定口座に振り込みます。

補助対象外となった場合、不交付決定通知書にて補助対象外となった理由を通知します。

3 補助金額について

1 食当たりの副食費相当額 × 給食日数 または **月額上限額：4,700円** のいずれか少ない金額

主食費は補助されません。

月額4,700円を超えて副食費がかかった場合は、超過した分は補助されません。

預かり保育時（長期休業中を含む）における副食費・おやつ代は対象外となります。

【補助額例】

1日の副食費相当額が220円で、月の給食実施日数が10日だった場合

220円（副食費相当額）×10日（給食日数）= 2,200円 副食費相当額は園によって異なります。

月額上限額 4,700円

と の少ない金額が補助対象額となるので、2,200円／月となります。

4 提出書類について

どの対象要件に該当するかによって、提出書類が異なります。

○申請する方全員が提出する書類

必要書類	備考
戸田市副食費の実費徴収に係る補足給付費交付申請書	<p><u>5ページ8の記載例を参考に作成してください。</u></p> <p><u>修正液や修正テープは使用できません。</u></p> <p><u>書き損じた場合は、二重線と朱肉を使う印にて訂正してください。</u></p>
副食費の領収証の原本 上半期：令和5年4月分～令和5年8月分 下半期：令和5年9月分	<p>お通りの幼稚園に発行を依頼してください。</p> <p><u>ご申請いただいてから補助の可否を審査するため、領収書の提出によって必ず補助が受けられるものではありません。</u></p>
振込先の通帳等のコピー	金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の分かるページをコピーしてください。 (通帳のない口座の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認できるキャッシュカードやWebページのコピーでも構いません。)

○当てはまる方のみが提出する書類

1 対象要件が「所得割額の合計が 77,101 円未満」である場合		
対象者	必要書類	備考
<p>以下の時点で、戸田市以外の市区町村に住民登録があった方</p> <p>【上半期】 令和 4 年 1 月 1 日現在</p> <p>【下半期】 令和 5 年 1 月 1 日現在</p>	<p>【上半期】 <u>令和 4 年度課税（非課税）証明書</u></p> <p>【下半期】 <u>令和 5 年度課税（非課税）証明書</u></p> <p><u>海外在住だったため市民税の証明がない方</u> 以下の書類を提出してください。</p> <p>【上半期】 ・令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月の 1 年間の所得の証明書類（訳文付き）</p> <p>【下半期】 ・令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月の 1 年間の所得の証明書類（訳文付き）</p>	<p>・世帯全員分が必要です。 父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合は、その方の分も必要です。</p> <p>・世帯員には、単身赴任等で対象園児と住民票が別になっている保護者、離婚成立後も同居している元配偶者及び内縁の夫（妻）を含みます。</p> <p>「市区町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し」または「市区町村民税納税通知書（ただし全ての面の写しが必要）」でも受付できます。</p> <p>「源泉徴収票」では受付できません。</p> <p>「政令指定都市」に住民登録があった方 政令指定都市に住民登録があった方は、税制改正により、個人住民税所得割額の税率が【道府県民税 4 % ～ 2 %、市民税 6 % ～ 8 %】に改められました。</p> <p>本補助金制度は「旧税率」（6 %）をもとに補助対象を判定しますので、課税証明書等発行の際には旧税率の記載があることを必ずご確認ください。</p>
ひとり親世帯	<p>以下の書類のうち、いずれか 1 つの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 等 	

2 対象要件が「小学 3 年生までの兄姉を第 1 子とした場合の第 3 子以降」である場合

対象者	必要書類	備考
<p>小学校 3 年生以下の第 1 子、第 2 子が以下の施設に通所、利用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育所 ・特別支援学校幼稚部 ・情緒障がい児短期治療施設通所部 ・障がい児通所支援 ・医療型児童発達支援 	通所又は利用していることが分かる証明書	

3 対象要件が「生活保護世帯、里親等」である場合

対象者	必要書類	備考
生活保護世帯	生活保護法による保護証明書	
里親	児童委託証明書等	

5 提出締切について

補助対象期間は「上半期（4月～8月）」と「下半期（9月～3月）」に分かれています。

令和5年度は10月～3月まで給食費の無償化を実施するため、下半期は9月分のみとなり、上半期・下半期分を合わせて同時申請となります。

対象月	提出締切日	支払予定日
上半期（4月～8月） 下半期（9月）	市内幼稚園に在園している場合	令和6年1月下旬
	幼稚園が定めた提出日	
	市外幼稚園に在園している場合	
	令和5年11月30日（木）必着	

締切日以降に新規入園・世帯状況変更等により新たに申請される方は、最終締切日令和6年3月31日までに、隨時市役所までご提出ください。（年度ごとの補助金のため、補助年度を過ぎてからの申請は受付できません。）

提出のタイミングによっては、支払日が遅れる可能性がありますのでご了承ください。

6 提出先について

戸田市内幼稚園に在園している場合：封筒（使用済み封筒でも可）に入れ、幼稚園へご提出ください。

戸田市外幼稚園に在園している場合：戸田市役所保育幼稚園課に直接または郵送にてご提出ください。

【送付先】〒335-8588

戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 保育幼稚園課 副食費補足給付事業担当

7 留意事項

- 税額の変更や世帯状況の変更等により年度途中から補助対象となった際は、令和6年3月31日までにあらためて申請をすることで、補助を受けられる場合があります。（補助年度を過ぎてからの申請はできません。）
- 申請後に、税額の変更や世帯状況の変更等により補助対象外となった際は、速やかに申し出てください。補助対象でないにもかかわらず補助を受けた場合は、非該当期間分の補助を返還していただくことがあります。
- 戸田市に居住している期間分のみ補助の対象となります。補助対象期間中に戸田市外に転出した場合は、速やかに戸田市保育幼稚園課へお知らせください。

9 よくあるご質問

Q 1) 「市区町村民税の所得割額が77,101円未満」とは、具体的には年収何円未満のことですか。

A 1) 目安として「世帯年収360万円未満相当」としていますが、同じ年収の額でも各種控除の有無等によって所得割額は変わるため、具体的な年収額から補助対象かどうかを判断することはできません。最終的には市区町村民税の所得割額によって決定します。

ご自身が対象かどうか判断に迷う場合は、申請書類をご提出いただければ、こちらで書類を審査した上で判定し、決定通知書にて保護者に通知いたします。

Q 2) 「市区町村民税の所得割額」は、どこで確認できますか。

A 2) 課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます。

(政令指定都市(さいたま市等)の場合は税率が異なりますので、ご注意ください。)

給与天引きのみの方...「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」

市民税 税額	税額控除前所得割額	/\
	税額控除額	/\
	所得割	■■■■■
	均等割額	/\
県民税 税額	税額控除前所得割額	/\
	税額控除額	/\
	所得割	/\
	均等割額	/\

市民税所得割額をご確認ください。ただし 税額控除のうち、寄付金税控除、外国人税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

個人納付(主に自営業)がある方...「市民税・県民税税額決定納税通知書」

戸田市の通知では6月当初発送の場合、通知3頁の左下、市民税分、所得割額をご確認ください。

前述の税額控除がある方は同様に足し戻した額となります。

6月当初以外に発送された通知では4頁でご確認ください。

Q 3) 書類の提出期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいですか。

A 3) 申請される方は、令和6年3月31日までには、必ず書類を市に提出してください。当補助事業は年度ごとの補助金であるという性質上、年度を過ぎてからの申請は受け付けることができません。

Q 4) 兄弟で申請する場合、課税証明書等の添付書類は2部必要ですか。

A 4) 兄弟で申請する場合は、課税証明書等の添付書類は1部で構いません。

Q 5) 申請すれば誰でも補助を受けることができますか。

A 5) 補助対象となるのは、1ページ1の対象要件に当てはまる方のみです。書類をそろえてご提出いただいても、審査の結果補助対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 6) 副食費の領収書を紛失してしまいました。

A 6) 再発行が可能か、お通いの幼稚園にご相談ください。



申請書や記載例は、戸田市ホームページからでもご確認いただけます。

【お問合せ先】

戸田市役所 保育幼稚園課

TEL : 048-441-1800 (内線235・276)